

令和 3 年（2021 年） 3 月 31 日

指定障害者支援施設の長
指定障害福祉サービス事業所の長
指定障害児通所支援事業所の長
指定障害児入所施設の長
様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

令和 3 年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について（通知）

平素から本県の障がい福祉行政の推進に御尽力賜り、お礼申し上げます。

標記の件について、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算、並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号）において示されているとおり、障害福祉サービス等処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 25 日付け障障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のみを算定する事業所
 - ① 令和 3 年度障害福祉サービス等処遇改善計画書届出確認票（別紙様式 1）
 - ② 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式 2 - 1）
 - ③ 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式 2 - 2）

- ④ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書又は障害児（通所・入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号又は児様式第5号）
- ⑤ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表又は障害児通所・住所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（様式第5号別紙1又は児様式第5号別紙1）
- ※ ④、⑤については、令和2年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和3年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要です。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所

- ① 令和3年度障害福祉サービス等処遇改善計画書届出確認票（別紙様式1）
- ② 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）
- ③ 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）
- ④ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）
- ⑤ 職員分類の変更特定に係る報告（別紙様式2-4）
- ⑥ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書又は障害児（通所・入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号又は児様式第5号）
- ⑦ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表又は障害児通所・住所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（様式第5号別紙1又は児様式第5号別紙1）
- ※ ⑤については、特定加算における職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合のみ提出が必要です。
- ※ ⑥、⑦については、令和2年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和3年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要です。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）又は福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定する事業所

- ① 令和3年度障害福祉サービス等処遇改善計画書届出確認票（別紙様式1）
- ② 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式5-1）
- ③ 福祉・介護職員処遇改善改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式5-2）

(4) 留意事項

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、令和3年3月31日で廃止となりますが、令和3年3月31日から引き続き当該加算を算定する事業所のみ、経過措置として令和4年3月31日までは算定可能となります。
- ・ 事業の継続を図るために、対象職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事業に係る届出書（別紙様式4）の提出が必要です。

2 提出期限等

(1) 提出期限

令和3年4月15日(木)(必着)

※ 令和3年4月又は5月から加算を取得しようとする場合（令和2年度から引き続き取得する場合を含む。）は、期限までに提出してください。

※ 提出期限後も随時受け付けますが、届け出た月の翌々月から加算が算定されます。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、可能な限りメール又は郵送で提出願います。

(2) 提出部数

2部（メールでの提出の場合は、1部）

(3) 提出先

次の区分に応じた所在地を所轄する保健福祉事務所福祉課

- ① 事業所ごとに提出する場合：事業所の所在地
- ② 複数の事業所をまとめて提出する場合：主たる事業所（申請の窓口）の所在地
- ③ 事業者（法人）一括で提出する場合：主たる事業所（法人本部等）の所在地

(4) 留意事項

- ・ 計画書に記載する事業所を指定する指定権者（県、中核市（長野市・松本市）、市町村）に提出してください。なお、松本市所在の事業所においては、令和3年4月から松本市が中核市になることに伴い、指定権が松本市に移譲されますので、令和3年度計画書は松本市へ提出してください。
- ・ 複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

3 各種通知・様式について

長野県ホームページに以下のとおり掲載していますので、ご確認ください。

「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/josekin.html>

4 その他留意事項

- ・ 計画書の様式は、改訂後の新様式で作成してください。

- ・ ホームページに「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の届出の手引き」を掲載しています。令和3年度における基本的考え方をまとめているので、参考にご確認ください。
- ・ 福祉・介護処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算以外の加算に係る介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書又は障害児（通所・入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、別途通知します。

長野県健康福祉部障がい者支援課
（課長）高池 武史 （担当）瀧澤 ゆかり
電話 026-235-7149
FAX 026-234-2369
E-mail : fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp